

負担能力に応じた保険料に

65歳以上の人の保険料は、下記のとおり本人と世帯の合計所得金額、住民税の課税状況などにより、所得に応じた保険料を設定しています。本年度から所得段階の設定を9段階から11段階に見直しました。なお、個人ごとの年間保険料額などは6月中旬に通知します。



保険料段階	料率	月額保険料 (年額保険料)	保険料段階	対象者	料率	月額保険料 (年額保険料)
第1段階	0.50	2,600円	第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者 前年の(合計所得金額+課税年金収入額)が 80万円以下の人	0.50	2,700円
第2段階		(31,200円)				3,780円
特例 第3段階		3,640円				(45,360円)
第3段階	0.75	3,900円	第2段階	前年の(合計所得金額+課税年金収入額)が 80万円を超え120万円以下の人	0.75	4,050円
特例 第4段階		(46,800円)				(48,600円)
第4段階	0.85	4,420円	第3段階	前年の(合計所得金額+課税年金収入額)が 120万円を超える人	0.75	4,860円
特例 第4段階		(53,000円)				5,400円
第4段階 (基準額)		5,200円				(64,800円)
第5段階	1.00	6,500円	第4段階 (基準額)	前年の(合計所得金額+課税年金収入額)が 80万円以下の人	0.90	6,480円
第6段階		(78,000円)				7,020円
第7段階		7,800円				(84,240円)
第8段階		(93,600円)				8,100円
第6段階	1.50	9,100円	第9段階	前年の(合計所得金額+課税年金収入額)が 80万円を超え120万円未満の人	1.20	9,180円
第7段階		(109,200円)				9,450円
第8段階		10,260円				(113,400円)
第9段階	1.75	10,260円	第10段階	前年の(合計所得金額+課税年金収入額)が 80万円を超え120万円未満の人	1.30	9,450円
第10段階		(123,120円)				10,260円
第11段階	1.90	10,260円	第11段階	前年の(合計所得金額+課税年金収入額)が 80万円を超え120万円未満の人	1.50	9,450円
第12段階		(123,120円)				10,260円

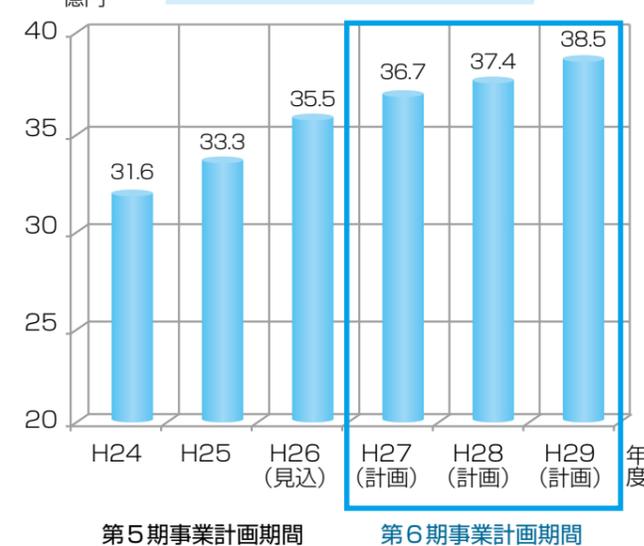
●問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班 (西合志庁舎) ☎242-1109

65歳以上の皆さんへ

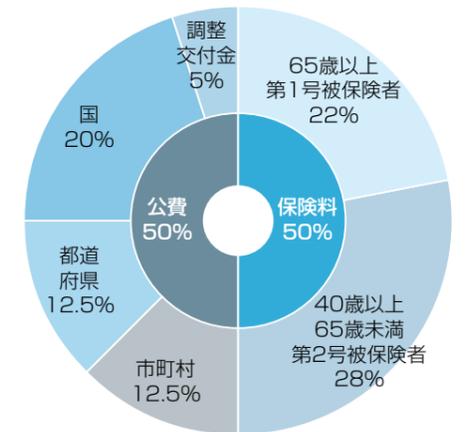
介護保険料を改定しました

介護保険事業を円滑に運営するため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、介護サービス費用の見込み量などに基づいて介護保険料を算定しています。

介護保険標準給付費の推移



財源内訳



※平成27年度から、65歳以上の人(第1号被保険者)の負担割合が、これまでの21%から22%に変更されました。

合志市国民健康保険税を改正しました

平成27年度の税制改正により、次の2点が変更になりました。6月中旬に納税通知書を送付しますのでご確認ください。なお、税率の変更はありません。

①世帯当たりの課税限度額(上限額)の引き上げ

これまでの限度額 **81万円** → 平成27年度からの限度額 **85万円**

《内訳》医療給付費分: 51万円 → 52万円
 高齢者支援金分: 16万円 → 17万円
 介護納付金分: 14万円 → 16万円
 ※介護納付金分は40~64歳の人を対象です。

②保険税軽減対象の拡大

均等割と平等割の5割・2割軽減の対象が見直されました。また、次の部分[※]を改正しました。

軽減の区分	軽減判定の所得
7割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円以下の場合(改正なし)
5割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+ 26万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者*数)以下の場合
2割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+ 47万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者*数)以下の場合

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人(国保喪失日に国保世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主、擬制世帯主であることが要件)のことです。

●問い合わせ先 税務課 市税班 (合志庁舎) ☎248-1114

保険料基準額が月額5,200円から月額5,400円に

平成27年度からの第6期保険料は、65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料の負担率の増や国からの財政調整交付金の減額、特別養護老人ホームの整備や使われる介護サービス費の増加などにより上昇することとなります。そのため、本市では介護給付費準備基金(積み立て)を全額取り崩し、保険料の大幅な上昇を抑えています。



基準額の決まり方

$$\frac{(\text{合志市に必要な介護保険標準給付費など}) \times (\text{65歳以上の人の負担分 } 22\%)}{(\text{合志市に住む65歳以上の人の数})} = \text{保険料基準額 } 5,400\text{円 (月額)}$$

保険料引き上げの要因

第5期保険料(基準月額)		5,200円
上昇の要因	65歳以上の人(第1号被保険者)の負担割合の変更(21%→22%)	+250円
	国からの財政調整交付金の減額(-8,988万円)	+184円
	特別養護老人ホームの整備や使われる介護サービス費の増加	+55円
緩和の要因	介護報酬の引き下げ(平均-2.27%)	-119円
	一定以上所得者の利用負担割合の見直し(1割→2割)	-72円
	介護給付費準備基金(積み立て)の取り崩し(4,800万円)	-98円
第6期保険料(基準月額)		5,400円